

保育を必要とすると認められる理由と提出書類

- 兄弟姉妹で共有できます。
- 令和6年4月1日時点で鳴門市内の保育所や認定こども園（保育所機能部分）を利用している
または利用予定の弟妹がいて、鳴門市に必要書類を提出している場合、再度の提出は不要です。
- 利用園児の保護者について、それぞれ必要ですが保護者ではない同居家族の分は提出不要です。

| 理由 | 提出書類 | 内容 |
|-------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労 (常勤・パート・内職等) | 就労証明書 | 月48時間以上就労している場合に限りです。 <u>3か月以内に発行されたものが有効</u> となります。 自営（農業・漁業等）の場合も提出が必要です。 ※出産予定の保護者の方が新規でお申込みいただく場合は、 <u>産前休暇に入るまでに月48時間以上の就労が見込めない</u> と妊娠・出産での申し込みとなります。 ※保護者が有期雇用者で施設利用開始日までに雇用期間が終了する場合、 <u>備考欄等に『更新予定あり』の記載がない</u> と就労要件ではなく求職活動要件での認定となります。 |
| 育児休業明け | 職場復帰証明書 | 就労証明書提出後、職場に復帰した場合に提出が必要です。（職場復帰後、2週間以内にご提出ください） |
| 育児休業中 (継続のみ。新規申請は不可) | 育児休業取得証明書 | 既に利用している園児の保護者が育児休業を取得する場合提出が必要です。 (生まれた子どもの満1歳の誕生日が属する月末まで) |
| 求職活動 | 求職活動申立書 | 求職状況を自己申告してください。（3か月以内） <u>※複数の保護者（父・母）が共に求職中である場合は申請をお受けすることができません。</u> |
| 出産 | 母子手帳の写し | 表紙（交付日と氏名が記載されているページ）と出産予定日のあるページのコピーの提出が必要です。 (出産予定月とその前後2か月まで) |
| 疾病・障がい等 | 疾病等の証明書 (診断書等) | 医療機関等の証明書・身体（精神）障害者手帳・療育手帳などのコピーが必要です。 |
| 病人等の介護・看護 | 介護・看護状況申立書 | 介護・看護状況を記した申告書とそれを証明する添付書類の提出が必要です。 |
| 就学 | 在学証明書 | 月48時間以上就学している場合に限りです。在学期間や時間割が分かるものがが必要です。 |
| 災害等 | 被災証明書 | 被災、復旧従事状況が分かるもの。 |

- 申し込みに虚偽があった場合は、決定後であっても利用を取り消すことがあります。
- 年度途中でも認定理由がなくなった場合は、対象外となります。
- 就労等の状況に変更があった場合は、早急に届けてください。

☆ 公立幼稚園での一時預かり事業利用条件

- (1) 保護者が就労又は就学している場合
- (2) 保護者が出産・疾病等により入通院が必要とされる場合
- (3) 保護者が家族の看護又は介護が必要な場合
- (4) 保護者の育児に伴う心理的又は肉体的負担の軽減が必要な場合
- (5) その他、保護者の私的理由等で鳴門市教育委員会が特に必要と認める場合

※(4)の利用条件は、無償化の対象外となります。